

令和7年3月清須市議会定例会会議録

令和7年3月21日、令和7年3月清須市議会定例会は、清須市議会仮設議事堂（清須市五条川防災センター）に招集された。

1. 開会時間

午前9時30分

2. 出席議員

1 番	伊 藤 奈 美	2 番	浅 妻 奈々子
3 番	齊 藤 紗綾香	4 番	土 本 千亜紀
5 番	松 岡 繁 知	6 番	山 内 徳 彦
7 番	富 田 雄 二	8 番	松 川 秀 康
9 番	大 塚 祥 之	10 番	小 崎 進 一
11 番	飛 永 勝 次	12 番	野々部 享
13 番	岡 山 克 彦	14 番	林 真 子
15 番	加 藤 光 則	16 番	高 橋 哲 生
17 番	伊 藤 嘉 起	18 番	久 野 茂
19 番	浅 井 泰 三	20 番	成 田 義 之
21 番	天 野 武 藏		

計 21名

3. 欠席議員

な し

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のために出席した者は、次のとおりである。

市		長		永	田	純	夫
副	市	長		葛	谷	賢	二
教	育	長		天	埜	幸	治

企 画 部 長	河 口 直 彦
総 務 部 長	岩 田 喜 一
危 機 管 理 部 長	飯 田 英 晴
市 民 環 境 部 長	石 田 隆
健 康 福 祉 部 長	丹 羽 久 登
建 設 部 長	長 谷 川 久 高
会 計 管 理 者	三 輪 好 邦
教 育 部 長	石 黒 直 人
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 敬
企 画 部 次 長 兼 企 画 政 策 課 長	林 智 雄
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	檜 本 雄 介
総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	辻 清 岳
危 機 管 理 部 次 長 兼 危 機 管 理 課 長	舟 橋 監 司
市 民 環 境 部 次 長 兼 生 活 環 境 課 長	松 村 和 浩
健 康 福 祉 部 次 長 兼 児 童 保 育 課 長	吉 野 厚 之
健 康 福 祉 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	古 川 伊 都 子
建 設 部 次 長 兼 新 清 洲 駅 周 辺 ま ち づ くり 課 長	前 田 敬 春
人 事 秘 書 課 長	岡 田 善 紀
財 政 課 長	服 部 浩 之

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	後 藤 邦 夫
議会事務局次長兼議事調査課長	鹿 島 康 浩
議 事 調 査 課 係 長	炭 竈 愛 子

6. 会議事件は、次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 1 号 令和7年度清須市一般会計予算案
- 日程第 2 議案第 2 号 令和7年度清須市国民健康保険特別会計予算案
- 日程第 3 議案第 3 号 令和7年度清須市介護保険特別会計予算案

- 日程第 4 議案第 4 号 令和 7 年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 5 議案第 5 号 令和 7 年度清須市水道事業会計予算案
- 日程第 6 議案第 6 号 令和 7 年度清須市下水道事業会計予算案
- 日程第 7 議案第 7 号 清須市こども計画審議会条例案
- 日程第 8 議案第 8 号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例案
- 日程第 9 議案第 9 号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条
例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 10 号 清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例案
- 日程第 11 議案第 11 号 清須市職員の給与に関する条例及び清須市職員の定年等に関す
る条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議案第 12 号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例案
- 日程第 13 議案第 13 号 清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 14 議案第 14 号 清須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部を改正する条例案
- 日程第 15 議案第 15 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 16 議案第 16 号 清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 17 議案第 17 号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案
- 日程第 18 議案第 18 号 清須市児童遊園及びちびっこ広場の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例案
- 日程第 19 議案第 19 号 清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
正する条例案
- 日程第 20 議案第 20 号 清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び
に水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条
例案
- 日程第 21 議案第 21 号 財産の無償譲渡について

- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 令和 6 年度清須市一般会計補正予算（第 7 号）案
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 6 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 令和 6 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 令和 6 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 令和 6 年度清須市水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 令和 6 年度清須市下水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 令和 6 年度清須市一般会計補正予算（第 8 号）案
- 日程第 3 3 発議第 1 号 清須市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 4 請願第 1 号 愛知県議会議員選挙の選挙区に関する請願書
- 追加日程第 1 発議第 2 号 愛知県議会議員選挙の選挙区の改正を求める要望書（案）
- 日程第 3 5 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 3 6 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 3 7 議員派遣について

（ 傍聴者 4 名 ）

(時に午前9時30分 開会)

議長（岡山克彦君）

おはようございます。

令和7年3月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は、21名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程第1から日程第32までの案件については、3月3日の本会議において各常任委員会に審査を付託し、十分御審査いただいたと思いますので、各常任委員会の委員長より開催の順序に従い、審査の内容と結果について報告を求めます。

報告は、発言席でお願いいたします。

最初に、3月5日及び6日に開催されました福祉常任委員会の報告を大塚委員長より求めます。
大塚委員長。

< 福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）登壇 >

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

皆さん、おはようございます。

議席9番、福祉常任委員長、大塚祥之でございます。

令和7年3月定例会に上程されました議案のうち、当福祉常任委員会に付託されました案件につきましては、去る3月5日及び6日の両日、午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

これより、その審査の主な内容と結果について御報告申し上げます。

それでは、議案第1号「令和7年度清須市一般会計予算案」の所管分について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、衛生費県補助金について、委員より、「地域自殺対策強化事業費補助金の事業内容は。」との質問があり、当局は、「ゲートキーパー養成講座やストレス度、落ち込み度をチェックすることができるころの体温計等の事業を実施しています。」との答弁でありました。

歳出では、戸籍住民基本台帳費について、委員より、「マイナンバーカードの直近の交付状況

は。」との質問があり、当局は、「令和7年1月末現在、交付枚数は5万9,568枚、交付率は86.5%です。」との答弁でありました。

社会福祉費について、委員より、「児童発達支援事業所と児童発達支援センターの違いは。」との質問があり、当局は、「児童発達支援事業所は、障がい児が通所して発達に必要な動作等の指導を受ける施設です。児童発達支援センターは、児童発達支援とサービス利用の計画を作成する障害児相談支援を実施する施設です。」との答弁でありました。

委員より、「成年後見支援センターの直近の相談件数は。」との質問があり、当局は、「令和7年1月末までの延べ相談件数は、1,213件です。」との答弁でありました。

児童福祉費について、委員より、「ペアレントトレーニングの対象者は。」との質問があり、当局は、「親子の関係性や子どもとの関わり方等について不安を抱えている方、虐待対応や養育相談の中で、子どもとの関わりを学んでほしい方等を対象としています。」との答弁でありました。

委員より、「ファミリー・サポート・センター事業費における提供会員の不足について当局の考えは。」との質問があり、当局は、「子どもへの援助に対し慎重になる方もいると思われ、提供会員が少ない状況ですが、提供会員養成講座や全体交流会の開催、ファミサポ通信による活動の周知により、会員の増加を図っています。」との答弁でありました。

保健衛生費について、委員より、「PHVワクチンキャッチアップ接種の経過措置についての周知は。」との質問があり、当局は、「キャッチアップ接種に関する国の通知後、市内医療機関への周知、また、市広報、ホームページへの掲載を実施しました。今月中に、市公式LINE等により、積極的に周知を図っていきます。」との答弁でありました。

委員より、「がん検診の個別検診と集団検診の自己負担金を同額にしたことによる受診状況は。」との質問があり、当局は、「受診者は、肺がん・大腸がん・胃がん検診の個別検診、また、女性がん検診の個別検診、集団検診とともに増加しています。」との答弁でありました。

委員より、「新川墓地清掃管理事業費が増加しているが、その要因は。」との質問があり、当局は、「今年度はシルバー人材センターに業務を委託していましたが、来年度からは受託できないとの返答があったため、業務委託先を民間事業者に変更したためです。」との答弁でありました。

清掃費について、委員より、「西枇杷島資源ステーションの移設整備費における予算が高くないか。」との質問があり、当局は、「国道高架下に倉庫を建設する道路占用許可条件として、火

災等が起きた際に上部の道路に損傷を与えないよう、現行の基準以上の防火性能を持った倉庫建設が求められ、建設費用が高くなった要因となっています。」との答弁でありました。

農業費について、委員より、「農業振興地域整備計画策定における農業者への意向調査の結果は。」との質問があり、当局は、「農地としての現状を維持していきたい方が約25%、一方、経営規模を縮小する、農業を辞める及び既に農業をやっていない方が約70%を占める結果となりました。」との答弁でありました。

商工費について、委員より、「飴茶庵の活用について、以前、民間事業者への貸出しを募集した経緯があるが、今後も再考するのか。」との質問があり、当局は、「今後も民間事業者への貸出しの募集をしたいと考えています。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第1号「令和7年度清須市一般会計予算案」の所管分については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第3号「令和7年度清須市介護保険特別会計予算案」について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「認知症施策推進基本計画を基に、市でも計画を策定することになっているが、その策定状況は。」との質問があり、当局は、「令和7年度に高齢者福祉計画・介護保険事業計画のアンケートを実施し、そのアンケートに認知症の項目を入れる予定です。」との答弁でありました。

委員より、「高齢者の就労的活動支援とは。」の質問があり、当局は、「民間企業等と高齢者の社会参加をマッチングする就労的活動支援コーディネーターを配置するものです。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第3号「令和7年度清須市介護保険特別会計予算案」については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第4号「令和7年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案」について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「令和7年度の予算規模が増加しているが、今後の見通しは。」との質問があり、

当局は、「近年では、団塊の世代が75歳を迎え、被保険者が増加しており、保険料総額も増加していますが、団塊の世代の次の世代になる頃には、予算規模も減少するものと考えています。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第4号「令和7年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案」については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第16号「清須市国民保険条例の一部を改正する条例案」について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「被用者保険の保険者を委員として加えることで、どんな効果があるのか。」との質問があり、当局は、「主に社会保険の保険者からの情報や御意見をいただき、その内容を反映することにより、バランスの取れた運営ができると考えています。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第16号「清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案」については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第2号「令和7年度清須市国民健康保険特別会計予算案」、議案第7号「清須市子ども計画審議会条例」、議案第15号「清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」、議案第17号「清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、議案第23号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第7号）案」の所管分、議案第24号「令和6年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案」、議案第25号「令和6年度清須市介護保険特別会計予算（第3号）案」、議案第26号「令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案」、議案第30号「清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、議案第31号「清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」及び議案第32号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第8号）案」の所管分については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当福祉常任委員会に付託されました案件について御報告させていただきました。
議長（岡山克彦君）

ただいま委員長報告ありましたが、質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（岡山克彦君）

質問もないようですので、大塚委員長、御苦労さまでした。

自席へお戻りください。

つぎに、３月１０日及び１１日に開催されました建設文教常任委員会の報告を松岡委員長より求めます。

松岡委員長。

< 建設文教常任委員会委員長（松岡繁知君）登壇 >

建設文教常任委員会委員長（松岡繁知君）

議席５番、建設文教常任委員長、松岡繁知でございます。

令和７年３月定例会に上程されました議案のうち、当建設文教常任委員会に付託されました案件につきましては、去る３月１０日及び１１日の両日、午前９時３０分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

これより、その審査の主な内容と結果について御報告を申し上げます。

それでは、議案第１号「令和７年度清須市一般会計予算案」の所管分について御報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、雑入について、委員より、「新清洲駅付近鉄道高架事業補償金の内容は。」との質問があり、当局は、「１件の用地の物件調査と仮側道等工事の整備費です。」との答弁でありました。

委員より、「廃油売払収入について増額の要因は。」との質問があり、当局は、「令和６年度から見積り合わせによる業者選定を行い、売払実績を参考に予算計上したものです。」との答弁でありました。

歳出では、道路橋梁（りょう）費について、委員より、「八潮市で道路陥没の事故があったが、清須市の道路は大丈夫か。」との質問があり、当局は、「雨水排水管について目視点検を行い、緊急に修繕が必要なものはありませんでした。」との答弁でありました。

委員より、「清洲駅前土地区画整理事業地内の街路灯の計画は。」との質問があり、当局は、「令和７年度に市で施工します。」との答弁でありました。

委員より、「西田中蓮池線等整備費について、事業はいつ完了する予定か。」との質問があり、

当局は、「現在、全体の3分の2を完了しており、令和9年度完了する予定です。」の答弁でありました。

都市計画費について、委員より、「新設された民間木造住宅補強設計費の補助金の内容は。」との質問があり、当局は、「耐震設計を行うに当たり、精密診断法を用いて行うものに対する補助です。」との答弁でありました。

委員より、「清洲駅前土地区画整理地内の公園整備に係る費用負担は。」との質問があり、当局は、「土地の造成は組合負担ですが、公園整備は市で施工します。」との答弁でありました。

委員より、「新清洲駅北土地区画整理費の内容は。」との質問があり、当局は、「新清洲駅北土地区画整理事業はこれからも継続していくので、審議会や仮換地の管理運営補助の業務委託、仮清算支援業務、仮換地変更等業務です。」との答弁でありました。

委員より、「歩道側にはみ出し、通行の支障となっている街路樹について、どのように確認をしているのか。」との質問があり、当局は、「委託している剪（せん）定業者、市民からの情報提供や職員によるパトロールにて確認しています。」との答弁でありました。

教育総務費について、委員より、「長期休暇中も放課後子ども教室の運営を希望する保護者がいるが、現在はどうな運営か。」との質問があり、当局は、「夏休みなどの長期休暇中は行っていません。」との答弁でありました。

社会教育費について、委員より、「青少年健全育成大会の講師の選定理由とテーマは何か。」との質問があり、当局は、「講師自身が冤（えん）罪被害者でもあるため、ネットリテラシーについて講演していただきます。」との答弁でありました。

委員より、「歴史資料展示室で開催される『市制20周年企画展きよすのあゆみ』は、どのような規模か。」との質問があり、当局は、「企画部で行われる予定の懐古写真展と連動し、過去の清須市にまつわるトピックを広報記事を中心に、歴史資料展示室での開催規模となります。」との答弁でありました。

保健体育費について、委員より、「市として子ども会を継続していく工夫は。」との質問があり、当局は、「役員会でのリモート会議の導入、会議回数の縮減、また、子ども会活動については、先進事例などを積極的に紹介していきたいと考えています。」との答弁でありました。

委員より、「学校給食費の完全無償化の実施について、本市はどのように考えるか。」との質問があり、当局は、「今後、国から示される見込みの具体的な方策を見定めて考えていきます。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、議案第1号「令和7年度清須市一般会計予算案」の所管分については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第5号「令和7年度清須市水道事業会計予算案」について御報告を申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「実施計画明細書の中で、営業収益が前年度と比べ減少しているが、要因は何か。」との質問があり、当局は、「節水機器の普及により、給水人口が伸びても有収水量が減少しているためです。」との答弁でありました。

委員より、「重要給水施設の配水管を重点的に耐震化しているとのことだったが、進捗状況は。」との質問があり、当局は、「配水場から北側の耐震化が完了することとなり、耐震化率としては52%程度となります。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、議案第5号「令和7年度清須市水道事業会計予算案」については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第6号「令和7年度清須市下水道事業会計予算案」について御報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「汚水管の整備について進捗状況は。」との質問があり、当局は、「令和6年度末で普及率34.6%を見込んでいます。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第6号「令和7年度清須市下水道事業会計予算案」については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第18号「清須市児童遊園及びちびっこ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案」について御報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「7月1日に施行する理由は。」との質問があり、当局は、「地元への十分な周知期間を設けるためです。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、議案第18号「清須市児童遊園及びちびっこ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案」については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第20号「清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道

技術者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案」について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「資格者の要件緩和とのことだが、人材不足から緩和するということか。」との質問があり、当局は、「人材不足と水道基盤の強化を目的としております。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第20号「清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案」については、賛成多数により、原案を可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第21号「財産の無償譲渡について」御報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「浄化センター竣工から年月がたっているが、無償譲渡に至った経緯は。」との質問があり、当局は、「平成23年3月竣工後、取扱いについて、愛知県及び地元と協議を重ね、合意後、おおむね10年を経過した後に無償譲渡する旨の覚書を平成27年3月に締結したため、令和7年4月1日以降に無償譲渡を行うものです。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第21号「財産の無償譲渡について」は、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第22号「市道路線の認定及び廃止について」御報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「春日地区の市道廃止の理由は。」との質問があり、当局は、「民間事業者による土地開発のためです。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第22号「市道路線の認定及び廃止について」は、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第27号「令和6年度清須市水道事業会計補正予算（第2号）案」について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「配水管の耐震工事を令和7年度に予算措置せず、令和6年度に前倒して予算措置

した理由は。」との質問があり、当局は、「令和７年度当初予算で国費申請するよりも、令和６年度に前倒して国費申請することで内示率が高くなるためです。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、議案第２７号「令和６年度清須市水道事業会計補正予算（第２号）案」については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第１９号「清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」、議案第２３号「令和６年度清須市一般会計補正予算（第７号）案」の所管分及び議案第２８号「令和６年度清須市下水道事業会計補正予算（第２号）案」については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当建設文教常任委員会に付託されました案件について御報告を申し上げます。
議長（岡山克彦君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山克彦君）

質問もないようですので、松岡委員長、御苦労さまでした。

自席へお戻りください。

最後に、３月１２日に開催されました総務常任委員会の報告を伊藤委員長より求めます。

伊藤委員長。

< 総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）登壇 >

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

失礼いたします。

議席１７番、総務常任委員長、伊藤嘉起でございます。

令和７年３月定例会に上程されました議案等のうち、当総務常任委員会に付託されました案件につきましては、去る３月１２日午前９時３０分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

これより、その審査の主な内容と結果について御報告を申し上げます。

それでは、議案第１号「令和７年度清須市一般会計予算案」の所管分について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

第2表、債務負担行為について、委員より、「庁舎整備事業の限度額の内訳は。」との質問があり、当局は、「西館増築に伴う引っ越し業務を始め電話設備整備工事や備品購入費などを令和7年度中に契約し、令和8年度に執行する業務です。」との答弁でありました。

歳入では、市税について、委員より、「令和7年度は増収見込みであるが、その主な内容は。」との質問があり、当局は、「個人市民税は定額減税の縮小及び賃上げによる給与所得の伸びにより約3億7,000万円の増収、固定資産税は新築家屋の増加及び企業の設備投資の増加などにより約1億2,000万円の増加と見込みました。」との答弁でありました。

委員より、「徴収率向上のため、収納課ではどのような対策を行っているのか。」との質問があり、当局は、「主な対策として、月曜日は夜間電話催告を、休日は臨戸徴収を行っています。また、財産の差押えも積極的に行い、徴収率の向上に努めています。」との答弁でありました。

ふるさと寄附金について、委員より、「予算案が大幅に増えているが、その理由は。」との質問があり、当局は、「今年度の寄附見込みを基に積算しています。」との答弁でありました。

歳出では、総務管理費について、委員より、「市主催の職員研修の内容は。」との質問があり、当局は、「SNSリスクコンプライアンス研修など二つの研修を開催し、各研修40人の受講者を予定しています。」との答弁でありました。

委員より、「AIチャットボットの運用方法についてどのように行っているのか。」との質問があり、当局は、「県内34団体が共同で運用しているシステムを使用しており、得られた回答は情報共有しています。」との答弁でありました。

委員より、「庁舎費の市役所庁舎増築・改修工事のスケジュールは。」との質問があり、当局は、「南館は、議事堂を改修しており、現在、議場の内装を撤去しています。西館は、旧新川体育館のくいの引き抜き撤去を行っています。今後は、南館は外壁工事に着手し、西館は基礎工事に着手する予定となっています。」との答弁でありました。

委員より、「西枇杷島庁舎等の跡地活用についてどのような検討を行っているのか。」との質問があり、当局は、「現在、庁内で検討を始めていますが、令和7年度は専門的な見地を踏まえ、西枇杷島庁舎等跡地利活用検討業務を始める予定をしています。」との答弁でありました。

委員より、「婚活支援費のイベントの開催時期と対象年齢は。」との質問があり、当局は、「9月と11月の年2回の開催を予定しており、対象年齢は20歳から39歳までとなります。」との答弁でありました。

委員より、「市制20周年事業の情報発信でのSNSの活用方針は。」との質問があり、当局

は、「20周年事業で制作するYouTube動画配信と併せて特設サイトやほかのSNSによる情報発信を効果的に組み合わせていきたいと考えています。」との答弁でありました。

委員より、「コミュニティ推進費のデジタル化推進費補助金の事業内容は。また、その周知方法は。」との質問があり、当局は、「ホームページや電子回覧板、個別・一斉に情報配信するシステム導入や導入説明会に係る費用、システムのランニングコストなどに対して補助をするものです。周知については、4月に開催する市政推進委員会で説明をする予定です。」との答弁でありました。

委員より、「自治会デジタル化推進事業費の補助金の申請は、自治会単位で行うのか。」との質問があり、当局は、「申請については、ブロックでお願いすることになります。」との答弁でありました。

選挙費について、委員より、「市長選挙の投票日は決まっているのか。」との質問があり、当局は、「夏に予定されている参議院選挙通常選挙の日程が決まっていないため、市長選挙との日程調整が必要となりますので、現時点では、市長選挙の投票日は未定です。」との答弁でありました。

消防費について、委員より、「令和7年は東海豪雨から25年の節目でもあり、総合防災訓練に市民が積極的に参加できるような呼びかけや仕掛けなどの考えはあるか。」との質問があり、当局は、「昨年度から五条川防災センターのサテライト会場で、市民や学生の方々に参加してもらい、災害ボランティア団体の協力で避難所開設訓練を実施しており、今後も拡充を図っていきます。」との答弁でありました。

委員より、「防災備蓄倉庫の整備について、今年度整備が完了した箇所は浸水想定が小さい地域と理解しているが、次年度整備する箇所は浸水想定が大きいいため、その点も考慮して整備を行うのか。」との質問があり、当局は、「浸水想定区域等を考慮し、協議しながら進めていきます。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第1号「令和7年度清須市一般会計予算案」の所管分については、賛成多数により、原案を可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第8号「清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」について御報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「介護両立支援制度についてどのような研修を行う予定なのか。」との質問があり、当局は、「厚生労働省が推奨しているマニュアルに沿って、年齢的に親の介護に直面する場合などの視点で研修を行う予定です。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、議案第8号「清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、請願第1号「愛知県議会議員選挙の選挙区に関する請願」について御報告を申し上げます。

紹介議員の委員会出席を求め、紹介議員出席の下、説明を省略し、質疑に入りました。

委員より、「請願の内容に愛知県下唯一の特例区と書かれているが、その意味は。」との質問があり、紹介議員は、「公職選挙法に基づき、愛知県条例で定められた55選挙区の中で、本市の選挙区のみ2市1町となっているためと理解しています。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、請願第1号「愛知県議会議員選挙の選挙区に関する請願」については、賛成多数により、採決すべきものと決しました。

なお、議案第9号「清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」、議案第10号「清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」、議案第11号「清須市職員の給与に関する条例及び清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例案」、議案第12号「清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」、議案第13号「清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」、議案第14号「清須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案」、議案第23号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第7号）案」の所管分、議案第29号「清須市消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」、議案第32号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第8号）案」の所管部及び発議第1号「清須市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案」については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、当総務常任委員会に付託されました案件について御報告を申し上げます。

議長（岡山克彦君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（岡山克彦君）

質問もないようですので、伊藤委員長、御苦労さまでした。

自席へお戻りください。

以上で、各常任委員会の委員長報告を終わります。

ここで、あらかじめ申し上げます。

討論については、会議規則第51条の規定により通告制となっており、議案第1号に加藤議員から反対討論、小崎議員から賛成討論、議案第2号、議案第3号、議案第4号及び議案第15号に加藤議員から反対討論が提出されております。

なお、加藤議員の申出により、反対討論のうち議案第15号については、議案第2号の中で併せて行っていただきます。

討論は、発言席でお願いいたします。

また、表決については、起立により行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1、議案第1号「令和7年度清須市一般会計予算案」を議題といたします。

会議規則第53号の規定により、加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤光則君）登壇 >

15番議員（加藤光則君）

議席番号15番、日本共産党、加藤光則です。

議案第1号「令和7年度清須市一般会計予算案」に反対の立場から討論を行います。

令和7年度予算は前年度比16.3%増の355億2,300万円となり、過去最大の規模が提案されました。物価高騰に対応するため、市民の生活支援や福祉向上を目指す施策が盛り込まれています。

具体的には、学校給食費の引上げ分の公費負担や5月から7月までの3か月間の給食費無償化、認知症支援員の配置、障がい児支援の機能強化などが挙げられます。

一方で、行政のデジタル化推進費やDX推進に多額の予算が投じられていますが、2025年度からその運営経費が地方自治体の負担となるため、財政面での課題が懸念されます。現在進行中の施策については、その緊急性や効果を再評価し、無駄を省くことが求められます。

また、DX推進計画における民間委託により、自治体が保有する膨大な個人情報企業が提供

されるリスクがあり、プライバシー保護の観点から慎重な対応が必要であります。

さらに、第5次行政改革大綱で進められる民間事業者の公共サービスの参入については、公共の責任を果たすことが重要であり、財政効果が優先されるべきではありません。

浄化槽清掃費補助金の引下げについては環境衛生の向上に逆行するとの声があり、公共下水道整備が進む中での減額は再考の余地があります。

つぎに、土地利用方針について触れます。

清須市緑の基本計画を策定するために予算990万円が計上されました。この計画は、緑地の保全と緑化の推進を目的とした基本的な方針をまとめるものであります。しかし、その前に、第3次総合計画や都市計画マスタープランの改定が予定されています。都市開発が進む中で、緑地や自然環境をいかに保護し、共生させていくかが重要です。このため、土地利用や環境保護に関する個別の計画間で整合性を保ちながら進めることが求められます。計画の進行においては、スケジュールを優先するのではなく、各計画間で調整を行い、整合性を持たせた形で進めることが重要であります。

物価高騰により日々の生活が厳しくなる中、社会保険料の収入に占める割合は年々増加しています。特に医療や介護などの社会保障費は私たちの生活の基盤を支える重要な要素であり、その負担が増すことで家庭の生活の質に大きな影響を与えています。このような状況において、住民福祉の増進を担う自治体として、今こそ積極的な取組が求められています。自治体の役割は単に行政サービスを提供することにとどまらず、住民一人一人が安心して生活できる環境を整えることです。社会保険料の負担が増加している現状においては、福祉サービスの充実や適切な予算配分がますます重要になっています。

例えば高齢者や低所得者を対象にした福祉支援の強化や医療・介護の質の向上を目指すことは、住民が安心して暮らせる社会をつくるために不可欠です。今年から始まる地域福祉計画は、本市の保健福祉関連の各種計画の上位計画として位置付けられます。自治体は福祉サービスの充実や医療・介護の質向上を進め、住民が安心して生活できる環境を整える責任があります。社会保険料の負担が増す中、限られた予算を効率的に使い、住民のニーズに応じた支援を強化することが求められます。

令和7年度予算案では、前年度に比べ、工事請負費や建設事業費も大きく増加しています。そのため、福祉・教育・医療など他の予算項目への影響も懸念され、バランスの取れた財政運営が求められます。特に財政面での課題や住民生活への影響が懸念されます。住民の生活が厳しさを

増す中で、福祉・教育・医療を守ることが自治体の最も重要な責務であると確信しており、この観点から、反対の立場を表明し、反対討論といたします。

議長（岡山克彦君）

続いて、小崎議員の賛成討論の発言を許可いたします。

小崎議員。

＜ 10 番議員（小崎進一君）登壇 ＞

10 番議員（小崎進一君）

議席 10 番、小崎進一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております議案第 1 号「令和 7 年度清須市一般会計予算案」について、清須市議会清政会を代表しまして、賛成の立場から意見を申し述べます。

令和 7 年度当初予算は市制施行以降最大の規模となり、永田市長は、市民の安心で快適な暮らしの確保はもちろん、特色を生かした魅力にあふれるまちの実現を目指すとともに、未来を担う子どもたち、まちに対する誇りや愛着、人と人とのつながりなど、様々なものが大切に育まれる“はぐくみ都市”の実現に向けて、未来へ力強い一步を踏み出すと表明されました。

こうして編成された当初予算案につきましては、喫緊の課題を的確に対応するとともに、清須市がこれからも発展を遂げるために必要な施策についてしっかりと取り組む内容となっており、その成果が大いに期待されるものであります。

具体的には、防災行政無線の更新に加えて、指定避難所の防災備蓄倉庫の更新、耐震改修に係る補助限度額の引上げ、雨水幹線の整備やポンプ場の長寿命化といった治水対策など安全・安心な地域づくりを着実に進める内容であります。

妊産婦への支援では歯科健康診査の拡充や産後ケアを受けやすい環境づくりを推進するとともに、学校教育では 5 月から 3 か月間の学校給食費の無償化などによる子育て世帯への経済的な支援や小中学校の特別教室に空調設備を設置するなど、安心して出産、子育てができる環境づくりについてこれまで以上に力を入れて取り組む姿勢が見える内容であり、高く評価したいと思います。

さらに、鉄道高架や土地区画整理などの基礎整備事業の継続実施に加えて、市内経済の活性化を図るための清須げんき商品券の販売や市の更なる飛躍に向けて市制 20 周年事業を実施するなど、喫緊の課題に対応しつつ、将来を見据えた的確な予算となっております。

また、市役所の増築及び南館の改修や新保健センターの整備など、公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進により、財政負担も軽減、平準化され、市民の利便性向上につながることを期待されます。

このほか、介護保険事業では新たに就労的活動や社会的活動を支援するほか、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業といった誰もが生き生きと暮らしていくために必要な諸制度についても健全で安定的に運営されております。

これらの施策を支える財政面では、市税が過去最高額となる一方、それを上回って義務的経費や投資的経費などの歳出が増加する中で、補助金、基金、市債などを有効に活用して財源を確保することで、健全な財政運営にも十分配慮した予算であると高く評価し、市民の皆様の理解が得られるものと判断するところであります。

最後になりますが、市制施行から20年の節目を迎えるに当たり、永田市長を先頭に職員の皆さんにおかれましては、第3次総合計画を着実に進め、6万9,000人の市民の負託に応えるべく、安心・快適で魅力あふれる“はぐくみ都市”の実現に向けて、日々の職務に精励いただき、今後とも一層堅実な行財政運営に努力されることをお願いし、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（岡山克彦君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号「令和7年度清須市国民健康保険特別会計予算案」を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤光則君）登壇 >

15番議員（加藤光則君）

議席番号 15 番、加藤光則です。

議案第 2 号「令和 7 年度清須市国民健康保険特別会計予算案」に反対の立場から討論を行います。

物価の高騰が続き、市民の生活が厳しくなる中で、国民健康保険税の負担感は年々増えています。特に医療費や保険税の格差が広がる中、愛知県内では過去 3 年間で一人当たりの納付金額が約 3 万円増加し、この負担額は非常に大きく、耐え難い水準に達しています。新年度には税率と税額が更に改定され、保険税の引上げが行われます。改定後の保険税は医療費給付費分が所得割額 7.32%、均等割額が 3 万 1,418 円、平等割額 2 万 3,96 円となり、後期高齢者支援金分は所得割額 2.64%、均等割額 1 万 1,182 円、平等割額 7,259 円です。さらに、これに介護納付金が増算されます。この負担感は、低所得者や高齢者にとってますます厳しくなります。

現在、国民健康保険の世帯主の職業構成を見ると、約 43%が無職で、3割弱が被用者です。無職の多くは年金受給者で、被用者は非正規雇用者が中心です。そして、無職の 7割は所得なしか年収 100 万円未満の世帯であり、これらの世帯の負担感が非常に重くなっています。

また、現在の保険税体系は複雑で、高齢者や低所得者にとって負担が更に増大しています。特に子どもの均等割保険料減免については、全額免除制度への拡充を求める声が上がっており、自治体によっては低所得者層や特定の世帯を支援するための施策が行われています。これらの支援は、非常に重要な役割を果たしています。

愛知県の国保運営方針、2024 年度から 2029 年度では、保険料の統一に関する最終的な結論を 2029 年度までに出す予定ですが、現状では統一されていません。県内では医療費や保険料に格差があり、平均所得は減少しているにもかかわらず保険料は増加しています。

このように応益割部分の逆進性が低所得者にとって大きな負担となっており、これを見直し、応能負担原則に基づいた税制に改めるべきです。

物価高騰と経済的困難が続く中、低所得者層への支援強化が必要であります。医療保険制度は、誰もが必要な医療を受けられるよう構築されるべきです。そして、国民健康保険の構造的危機を開くためには、国庫負担の増加が必要であることを申し述べ、討論を終わります。

なお、議案第 15 号「清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」についても、同理由で反対するものであります。

以上です。

議長（岡山克彦君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第２号に賛成の方の起立を求めます。

＜ 起 立 多 数 ＞

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第３号「令和７年度清須市介護保険特別会計予算案」を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

＜ １５番議員（加藤光則君）登壇 ＞

１５番議員（加藤光則君）

議席番号１５番、加藤光則です。

議案第３号「令和７年度清須市介護保険特別会計予算案」に対して反対の立場から討論を行います。

介護保険制度は、施行から２５年が経過しました。しかし、利用者負担は大きく、食費や居住費などの高額な費用負担が、必要なサービスを受けることを難しくしています。その結果、家族介護を理由とする介護離職も依然として多く、社会的な課題が続いています。

さらに、訪問介護の報酬が引下げにより、地域で最も身近な小規模な訪問介護事業所が廃業に追い込まれる事態が発生し、そのことに対する不安と怒りの声が広がっています。

加えて、２０２５年８月からは、一定の所得がある入所者に対し、介護老人保健施設や介護医療院の多床室の室料が月額８，０００円相当増額する予定です。このように、介護保険制度の財政状況や予算削減が進む中、保険料を支払っているのに十分な介護サービスが受けられないという状況がますます懸念されています。

本市における要支援・要介護者の割合は約１７％で、新年度の見込み人数は２，９８４人となっています。介護が必要な状態になっても自宅や介護保険施設で安心して暮らせ、家族の介護負担を軽減できると事業の効果にも記されています。

地方自治体は、介護保険制度において一定の裁量を持ち、その範囲内で施策や対応を行うことができます。

具体的には、介護保険料の設定、サービス提供の内容や対象の調整、介護保険外サービスの提供、利用者負担の調整など、地域の特性や住民のニーズに応じた柔軟な対応が可能です。

さらに、本市の令和6年度末の基金残高見込額は、5億3,000万円となっています。これらの資源を活用し、課題に対応するためには、介護保険制度を基盤にしつつ、独自の施策を展開することが求められます。

最後に、介護保険制度が社会保障制度の中で重要な役割を果たすものであるならば、その持続可能性を確保するためには、国の財政的支援の見直しが不可欠であります。介護の質を保ちつつ、全ての高齢者が必要なサービスを受けられるよう国としての支援体制の強化を求め、反対討論いたします。

以上です。

議長（岡山克彦君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第3号に賛成の方の起立を求めます。

＜ 起 立 多 数 ＞

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号「令和7年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案」を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

＜ 15番議員（加藤光則君）登壇 ＞

15番議員（加藤光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

議案第4号「令和7年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案」に反対の立場から討論を行います。

ます。

政府が75歳以上の医療費負担を現役世代よりも軽くし、現役世代に財政支援を求める形で始まったのが、後期高齢者医療制度です。しかし、後期高齢者医療制度における医療費給付費については、当初財源の10%を保険料で負担し、残りを現役世代から支援金と公費で賄う形でした。しかし、人口減少に伴う現役世代の負担増加分を高齢者と折半する仕組みが導入され、75歳以上の人口増加に伴い、医療給付費が増えれば自動的に保険料も上がることになり、その結果、75歳以上の人々の保険料負担率は増加し続けています。

こうした中で、2025年度には、収入の低い高齢者に対して医療費の自己負担を軽減する配慮措置が9月30日に廃止される予定であり、これまで受けられていた窓口負担の軽減がなくなります。

さらに、保険料の上げが行われ、制度加入者の約3割を占める年収211万円超えの所得割賦課ラインが、新年度からは加入者の1割以上に当たる年収153万円超えから211万円の人々にも新たに所得割が課され、より多くの保険料を支払うことになります。

そもそも病気が多くなる75歳以上の高齢者を年齢で強制的に切り分けた後期高齢者医療制度は、医療費が増え続けることを前提にしており、その制度の構造自体に問題があります。物価高騰の中で年金生活をしている高齢者に更に負担を強いることは、国庫負担を減らす一方で、保険料の上げを繰り返すことで負担増を押しつけることになり、このような方針には反対であり、このような予算案には反対の立場を取るものであります。

以上であります。

議長（岡山克彦君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第4号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号「令和7年度清須市水道事業会計予算案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第５号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第６号「令和７年度清須市下水道事業会計予算案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第６号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第７号「清須市こども計画審議会条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第７号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第８号「清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」
を議題といたします。

採決に入ります。

議案第８号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 9 号「清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 9 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 10 号「清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 10 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 11 号「清須市職員の給与に関する条例及び清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 11 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１２号、議案第１２号「清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第１２号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１３、議案第１３号「清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第１３号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１４、議案第１４号「清須市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第１４号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１５、議案第１５号「清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題とい

たします。

採決に入ります。

議案第１５号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１６、議案第１６号「清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第１６号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１７、議案第１７号「清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第１７号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１８、議案第１８号「清須市児童遊園及びちびっこ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第１８号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１９、議案第１９号「清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第１９号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２０、議案第２０号「清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第２０号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２１、議案第２１号「財産の無償譲渡について」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第２１号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２２、議案第２２号「市道路線の認定及び廃止について」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第２２号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２３、議案第２３号「令和６年度清須市一般会計補正予算（第７号）案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第２３号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２４、議案第２４号「令和６年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第２４号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２５、議案第２５号「令和６年度清須市介護保険特別会計補正予算（第３号）案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第２５号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２６、議案第２６号「令和６年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第２６号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２７、議案第２７号「令和６年度清須市水道事業会計補正予算（第２号）案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第２７号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２８、議案第２８号「令和６年度清須市下水道事業会計補正予算（第２号）案」議題といたします。

採決に入ります。

議案第２８号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２９、議案第２９号「清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第２９号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第３０、議案第３０号「清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第３０号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第３１、議案第３１号「清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第３１号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第３２、議案第３２号「令和６年度清須市一般会計補正予算（第８号）案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第３２号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第３３、発議第１号「清須市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

発議第１号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第３４、請願第１号「愛知県議会議員選挙の選挙区に関する請願書」を議題といたします。

ただいま退席者がみえました。

現在の出席議員数は、１３名であります。

採決に入ります。

請願第１号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本請願は、採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩とします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々は研修室４へ移動をお願いいたします。

（ 時に午前１０時４５分 休憩 ）

（ 時に午前１０時５５分 再開 ）

議長（岡山克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、提出者、松岡議員、賛成者３名から、発議第２号「愛知県議会議員選挙の選挙区の改正を求める要望書案」が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１として、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（岡山克彦君）

異議なしと認め、発議第２号「愛知県議会議員選挙の選挙区の改正を求める要望書案」を日程に追加し、追加日程第１として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

この発議につきましては、提出者より提案理由及び内容の説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論の後、採決を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（岡山克彦君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げた方法で行うことに決定いたします。

追加日程第１、発議第２号「愛知県議会議員選挙の選挙区の改正を求める要望書（案）」を議題といたします。

提出者であります松岡議員より内容の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いします。

松岡議員。

< 5 番（松岡繁知君）登壇 >

5 番（松岡繁知君）

議席 5 番、松岡繁知でございます。

発議第 2 号の要望書案の内容について説明をさせていただきます。

発議第 2 号

愛知県議会議員選挙の選挙区の改正を求める要望書（案）

このことについて、別紙のとおり要望書を提出するものとする。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

提出者、清須市市議会議員、松岡繁知

賛成者、清須市議会議員、成田義之、浅井泰三、伊藤嘉起

1 枚跳ねていただいて、要望書（案）を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

7 町で構成していた旧西春日井郡は、平成の大合併を経て、清須市、北名古屋市、西春日井郡豊山町の 2 市 1 町となった。現在も消防、救急、福祉など様々な面で連携・協力し、一体となって地域住民の福祉の向上に努められており、現在の愛知県議会の議員の選挙区は、旧西春日井郡の清須市、北名古屋市、西春日井郡豊山町の区域のままであるが、ごみ処理や衛生関係などは別々の組合で運営しているところである。

令和 4 年 1 2 月 2 8 日施行の公職選挙法の一部改正により、衆議院小選挙区の区割りが改定され、旧愛知第 5 区(名古屋市中村区、中川区、清須市、北名古屋市、西春日井郡豊山町)で同じ区域であった旧西春日井郡は、清須市は新愛知第 5 区、北名古屋市と西春日井郡豊山町は新愛知第 1 6 区に分かれることとなった。

これまで西春日井 2 市 1 町においては、衆議院小選挙区の区域と愛知県議会の議員の選挙区の区域が同一であったため問題はなかったと思われるが、衆議院小選挙区の区域と異なることによって、県議会議員の活動も多忙になることが予想される。強いては、西春日井 2 市 1 町の地域住民を混乱させ、一体感を著しく損なうこととなり、市町の意味が国や県に的確に反映されなくなるおそれがあることは否めない。

清須市誕生から間もなく 2 0 年となり、愛知県下唯一の特例区として選挙をする意味がなくな

ったこと、また、清須市民の意思で県議会議員を選出するという権利を阻害していると思われる。

このような事態は、清須市の発展を考えた際、憂慮を抱くこととなるため、清須市の選挙区設定に当たっては、清須市民の意思で県議会議員が選出できるように、公職選挙法第15条第1項及び第7項の規定を適用し、清須市選挙区を設定されるよう強く要望する。

令和7年〇月〇日

清須市議会

愛知県議会議長宛て

以上でございます。

議員各位におかれましては、慎重に御審議の上、発議第2号につきまして御賛同いただきますようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

議長（岡山克彦君）

これより、発議第2号の質疑、討論を受けますが、議員の質疑は、挙手をし、議長の許可を受けた後、自席で議席番号と名前を述べてから行ってください。

提出議員の答弁は、挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

また、討論については、挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

発議第2号に質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山克彦君）

これで、質疑を終了いたします。

松岡議員、御苦労さまでした。

自席へお戻りください。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（岡山克彦君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

これで、討論を終結いたします。

採決に入ります。

ただいま退席者がみえました。

現在の出席議員数は、１４名であります。

採決に入ります。

発議第２号に賛成の方の起立を求めます。

＜ 起 立 多 数 ＞

議長（岡山克彦君）

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第３５、「各常任委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。

お諮りします。

各常任委員会の委員長より、各所管事務の調査について、会議規則第１０３条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、各常任委員会委員長の申出のとおり議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（岡山克彦君）

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長の申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

日程第３６、「議会運営委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、会議規則第１０３条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、議会運営委員会の委員長の申出のとおり議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（岡山克彦君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員長の申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたし

ます。

日程第 37、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第 155 条第 1 項の規定により、お手元に配布いたしました議員派遣について（案）のとおり派遣したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（岡山克彦君）

異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたします。

お諮りいたします。

ただいま議決された議員派遣について変更が生じた場合は、議長において決定したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（岡山克彦君）

異議なしと認めます。

よって、議員案件について変更が生じた場合は、議長において決定することに決定いたします。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 7 年 3 月清須市議会定例会を閉会といたします。

長時間にわたり御審議いただき、御苦労さまでした。

（ 時に午前 11 時 7 分 閉会 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年3月21日

議 長 岡 山 克 彦

署名議員 富 田 雄 二

署名議員 松 川 秀 康